

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年3月7日提出
【計算期間】	第9期中(自 2024年6月18日至 2024年12月17日)
【ファンド名】	UBSグローバル株式厳選投資ファンド Aコース(ダイワ投資一任専用) UBSグローバル株式厳選投資ファンド Bコース(ダイワ投資一任専用)
【発行者名】	UBSアセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 キース・トゥルーラブ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目2番1号 Otemachi One タワー
【事務連絡者氏名】	佐井 経堂
【連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目2番1号 Otemachi One タワー
【電話番号】	03-5293-3667
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

【UBSグローバル株式厳選投資ファンド Aコース（ダイワ投資一任専用）】

以下の運用状況は2024年12月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	8,866,587,419	102.23
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		193,782,713	2.23
合計(純資産総額)		8,672,804,706	100.00

(注)「国/地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

(2)【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2017年 6月15日)	461	461	1.0993	1.0993
第2計算期間末 (2018年 6月15日)	979	979	1.2794	1.2794
第3計算期間末 (2019年 6月17日)	1,568	1,568	1.3343	1.3343
第4計算期間末 (2020年 6月15日)	4,491	4,491	1.3984	1.3984
第5計算期間末 (2021年 6月15日)	9,397	9,397	1.8351	1.8351
第6計算期間末 (2022年 6月15日)	9,372	9,372	1.4511	1.4511
第7計算期間末 (2023年 6月15日)	9,585	9,585	1.5415	1.5415
第8計算期間末 (2024年 6月17日)	9,101	9,101	1.7015	1.7015
2023年12月末日	9,077		1.5979	
2024年 1月末日	8,984		1.6445	
2月末日	9,257		1.6672	
3月末日	9,422		1.7033	
4月末日	9,106		1.6734	
5月末日	9,063		1.6763	
6月末日	9,262		1.7229	
7月末日	8,900		1.6750	
8月末日	9,115		1.7173	
9月末日	9,136		1.7288	
10月末日	8,925		1.7137	
11月末日	9,080		1.7625	
12月末日	8,672		1.7134	

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	2016年 9月26日～2017年 6月15日	0.0000
第2期	2017年 6月16日～2018年 6月15日	0.0000

第3期	2018年 6月16日～2019年 6月17日	0.0000
第4期	2019年 6月18日～2020年 6月15日	0.0000
第5期	2020年 6月16日～2021年 6月15日	0.0000
第6期	2021年 6月16日～2022年 6月15日	0.0000
第7期	2022年 6月16日～2023年 6月15日	0.0000
第8期	2023年 6月16日～2024年 6月17日	0.0000

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2016年 9月26日～2017年 6月15日	9.9
第2期	2017年 6月16日～2018年 6月15日	16.4
第3期	2018年 6月16日～2019年 6月17日	4.3
第4期	2019年 6月18日～2020年 6月15日	4.8
第5期	2020年 6月16日～2021年 6月15日	31.2
第6期	2021年 6月16日～2022年 6月15日	20.9
第7期	2022年 6月16日～2023年 6月15日	6.2
第8期	2023年 6月16日～2024年 6月17日	10.4
第9期（中間期）	2024年 6月18日～2024年12月17日	3.4

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

【UBSグローバル株式厳選投資ファンド Bコース（ダイワ投資一任専用）】

以下の運用状況は2024年12月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	17,670,103,099	99.54
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		81,069,936	0.46
合計（純資産総額）		17,751,173,035	100.00

(注)「国/地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

(2) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2017年 6月15日)	322	322	1.2000	1.2000
第2計算期間末 (2018年 6月15日)	863	863	1.4467	1.4467
第3計算期間末 (2019年 6月17日)	1,351	1,351	1.5082	1.5082
第4計算期間末 (2020年 6月15日)	2,612	2,612	1.5809	1.5809
第5計算期間末 (2021年 6月15日)	8,496	8,496	2.1681	2.1681
第6計算期間末 (2022年 6月15日)	11,719	11,719	2.0817	2.0817
第7計算期間末 (2023年 6月15日)	13,328	13,328	2.4128	2.4128
第8計算期間末 (2024年 6月17日)	17,419	17,419	3.1389	3.1389

2023年12月末日	15,216	2.6192
2024年 1月末日	15,989	2.7978
2月末日	16,656	2.9053
3月末日	16,937	2.9913
4月末日	17,147	3.0559
5月末日	17,096	3.0778
6月末日	18,077	3.2510
7月末日	16,701	3.0120
8月末日	16,618	2.9617
9月末日	16,621	2.9593
10月末日	17,575	3.1454
11月末日	17,641	3.1662
12月末日	17,751	3.2353

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2016年 9月26日～2017年 6月15日	0.0000
第2期	2017年 6月16日～2018年 6月15日	0.0000
第3期	2018年 6月16日～2019年 6月17日	0.0000
第4期	2019年 6月18日～2020年 6月15日	0.0000
第5期	2020年 6月16日～2021年 6月15日	0.0000
第6期	2021年 6月16日～2022年 6月15日	0.0000
第7期	2022年 6月16日～2023年 6月15日	0.0000
第8期	2023年 6月16日～2024年 6月17日	0.0000

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2016年 9月26日～2017年 6月15日	20.0
第2期	2017年 6月16日～2018年 6月15日	20.6
第3期	2018年 6月16日～2019年 6月17日	4.3
第4期	2019年 6月18日～2020年 6月15日	4.8
第5期	2020年 6月16日～2021年 6月15日	37.1
第6期	2021年 6月16日～2022年 6月15日	4.0
第7期	2022年 6月16日～2023年 6月15日	15.9
第8期	2023年 6月16日～2024年 6月17日	30.1
第9期（中間期）	2024年 6月18日～2024年12月17日	3.3

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（参考）

UBSグローバル・オポチュニティー（除く日本）株式マザーファンド

以下の運用状況は2024年12月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	18,586,756,642	70.04
	イギリス	2,509,152,163	9.46
	スイス	1,138,927,657	4.29
	オランダ	851,258,680	3.21
	アイルランド	678,161,639	2.56
	カナダ	577,204,847	2.18
	フランス	440,002,183	1.66
	ジャージー	419,801,980	1.58
	スペイン	393,431,946	1.48
	ドイツ	220,619,297	0.83
	オーストリア	104,077,677	0.39
	イタリア	79,885,558	0.30
	小計		25,999,280,269
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		537,524,014	2.03
合計(純資産総額)		26,536,804,283	100.00

(注)「国/地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

2【設定及び解約の実績】

【U B S グローバル株式厳選投資ファンド Aコース（ダイワ投資一任専用）】

期	期間	設定口数	解約口数
第1期	2016年 9月26日～2017年 6月15日	847,217,912	427,128,506
第2期	2017年 6月16日～2018年 6月15日	433,581,138	87,794,355
第3期	2018年 6月16日～2019年 6月17日	716,672,052	307,212,888
第4期	2019年 6月18日～2020年 6月15日	2,402,094,435	365,861,011
第5期	2020年 6月16日～2021年 6月15日	6,494,405,341	4,584,769,475
第6期	2021年 6月16日～2022年 6月15日	2,455,271,147	1,117,361,154
第7期	2022年 6月16日～2023年 6月15日	1,699,826,578	1,940,509,169
第8期	2023年 6月16日～2024年 6月17日	1,404,506,697	2,273,893,937
第9期（中間期）	2024年 6月18日～2024年12月17日	314,769,032	608,360,105

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【U B S グローバル株式厳選投資ファンド Bコース（ダイワ投資一任専用）】

期	期間	設定口数	解約口数
第1期	2016年 9月26日～2017年 6月15日	680,172,968	411,145,148
第2期	2017年 6月16日～2018年 6月15日	472,650,559	144,914,475
第3期	2018年 6月16日～2019年 6月17日	594,888,934	295,801,500
第4期	2019年 6月18日～2020年 6月15日	1,044,661,834	287,757,467
第5期	2020年 6月16日～2021年 6月15日	3,854,834,572	1,588,853,654
第6期	2021年 6月16日～2022年 6月15日	4,106,616,919	2,395,640,253
第7期	2022年 6月16日～2023年 6月15日	1,226,469,423	1,332,269,720
第8期	2023年 6月16日～2024年 6月17日	1,596,397,023	1,570,697,645
第9期（中間期）	2024年 6月18日～2024年12月17日	491,830,122	562,339,737

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

3【ファンドの経理状況】

UBSグローバル株式厳選投資ファンド Aコース(ダイワ投資一任専用)
UBSグローバル株式厳選投資ファンド Bコース(ダイワ投資一任専用)

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2024年6月18日から2024年12月17日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

【UBSグローバル株式厳選投資ファンド Aコース（ダイワ投資一任専用）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	前計算期間末 2024年 6月17日現在	当中間計算期間末 2024年12月17日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	62,181,874	53,765,427
親投資信託受益証券	9,662,122,794	8,761,178,348
派生商品評価勘定	13,245,845	111,673,495
未収入金	31,000,000	52,000,000
未収利息	17	162
流動資産合計	9,768,550,530	8,978,617,432
資産合計	9,768,550,530	8,978,617,432
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	620,011,431	20,687,733
未払解約金	-	14,135,862
未払受託者報酬	1,009,182	995,026
未払委託者報酬	45,413,209	44,775,965
その他未払費用	795,191	771,847
流動負債合計	667,229,013	81,366,433
負債合計	667,229,013	81,366,433
純資産の部		
元本等		
元本	5,349,044,805	5,055,453,732
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	3,752,276,712	3,841,797,267
（分配準備積立金）	687,295,195	611,775,908
元本等合計	9,101,321,517	8,897,250,999
純資産合計	9,101,321,517	8,897,250,999
負債純資産合計	9,768,550,530	8,978,617,432

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前中間計算期間 自 2023年 6月16日 至 2023年12月15日	当中間計算期間 自 2024年 6月18日 至 2024年12月17日
営業収益		
受取利息	-	20,778
有価証券売買等損益	742,906,359	387,055,554
為替差損益	463,556,330	33,294,445
営業収益合計	279,350,029	353,781,887
営業費用		
支払利息	26,471	-
受託者報酬	997,912	995,026
委託者報酬	44,906,012	44,775,965
その他費用	861,282	799,799
営業費用合計	46,791,677	46,570,790
営業利益又は営業損失（ ）	232,558,352	307,211,097
経常利益又は経常損失（ ）	232,558,352	307,211,097
中間純利益又は中間純損失（ ）	232,558,352	307,211,097
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	1,199,988	17,624,932
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	3,367,106,849	3,752,276,712
剰余金増加額又は欠損金減少額	428,861,781	226,892,167
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	428,861,781	226,892,167
剰余金減少額又は欠損金増加額	721,010,371	426,957,777
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	721,010,371	426,957,777
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	3,308,716,599	3,841,797,267

（3）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、わが国における中間計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	(1)金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 (2)剰余金又は欠損金 中間貸借対照表における剰余金又は欠損金について、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第211条に基づき、当中間計算期間末の中間剰余金又は中間欠損金の比較情報として、前計算期間末の剰余金又は欠損金を開示しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項目	前計算期間末 2024年 6月17日現在	当中間計算期間末 2024年12月17日現在
1. 計算期間末日および中間計算期間末日における受益権の総数	5,349,044,805口	5,055,453,732口
2. 計算期間末日および中間計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.7015円 (17,015円)	1.7599円 (17,599円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

前中間計算期間 自 2023年 6月16日 至 2023年12月15日	当中間計算期間 自 2024年 6月18日 至 2024年12月17日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 報酬対象期間の日々におけるファンドの純資産総額に年率0.48%以内を乗じて日割り計算し、当該報酬対象期間に応じて合計した金額 2. その他費用 その他費用は、監査費用550,035円、目論見書印刷費用150,597円、ほぶり費用45,525円、運用報告書印刷費用109,185円およびその他5,940円です。	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 同左 2. その他費用 その他費用は、監査費用551,291円、目論見書印刷費用94,223円、ほぶり費用37,255円、運用報告書印刷費用89,078円およびその他27,952円です。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	前計算期間末 2024年 6月17日現在	当中間計算期間末 2024年12月17日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。	金融商品は原則として全て時価評価されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	デリバティブ取引に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

前計算期間末（2024年 6月17日現在）

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超（円）		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	304,808,022	-	310,942,766	6,134,744
	ユーロ	257,117,900	-	260,683,886	3,565,986
	イギリス・ポンド	51,810,288	-	54,308,798	2,498,510
	売建				
	米ドル	7,749,778,706	-	8,281,368,931	531,590,225
	ユーロ	1,662,597,322	-	1,736,319,826	73,722,504
イギリス・ポンド	336,959,115	-	350,611,212	13,652,097	
合計		10,363,071,353	-	10,994,235,419	606,765,586

当中間計算期間末（2024年12月17日現在）

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超（円）		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	6,824,044,340	-	6,837,547,270	13,502,930
	ユーロ	1,460,593,691	-	1,466,714,404	6,120,713
	イギリス・ポンド	816,942,452	-	819,041,011	2,098,559
	売建				
	米ドル	13,547,014,871	-	13,495,510,767	51,504,104
	ユーロ	2,830,409,388	-	2,817,049,738	13,359,650
イギリス・ポンド	1,629,268,037	-	1,624,868,231	4,399,806	
合計		27,108,272,779	-	27,060,731,421	90,985,762

(注1)時価の算定方法

為替予約の時価

1. 前計算期間末日および当中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については以下のよう
に評価しております。

前計算期間末日および当中間計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客先物
売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該対顧客先物売買相場の仲値により評価してしま
す。

前計算期間末日および当中間計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合
は以下の方法によっております。

イ) 前計算期間末日および当中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合に
は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算し
たレートにより評価しております。

ロ) 前計算期間末日および当中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合に
は、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

2. 前計算期間末日および当中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、前計
算期間末日および当中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

3. 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づい
て合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(その他の注記)

項目	前計算期間 自 2023年 6月16日 至 2024年 6月17日		当中間計算期間 自 2024年 6月18日 至 2024年12月17日	
元本の推移				
期首元本額		6,218,432,045円		5,349,044,805円
期中追加設定元本額		1,404,506,697円		314,769,032円
期中一部解約元本額		2,273,893,937円		608,360,105円

【U B S グローバル株式厳選投資ファンド Bコース（ダイワ投資一任専用）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	前計算期間末 2024年 6月17日現在	当中間計算期間末 2024年12月17日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	98,000,829	138,897,716
親投資信託受益証券	17,332,352,134	17,681,579,831
未収入金	174,000,000	106,000,000
未収利息	26	418
流動資産合計	17,604,352,989	17,926,477,965
資産合計	17,604,352,989	17,926,477,965
負債の部		
流動負債		
未払解約金	99,797,498	69,478,539
未払受託者報酬	1,826,862	1,891,390
未払委託者報酬	82,208,525	85,112,572
その他未払費用	916,432	914,193
流動負債合計	184,749,317	157,396,694
負債合計	184,749,317	157,396,694
純資産の部		
元本等		
元本	5,549,612,370	5,479,102,755
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	11,869,991,302	12,289,978,516
（分配準備積立金）	4,988,685,046	4,507,274,377
元本等合計	17,419,603,672	17,769,081,271
純資産合計	17,419,603,672	17,769,081,271
負債純資産合計	17,604,352,989	17,926,477,965

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前中間計算期間 自 2023年 6月16日 至 2023年12月15日	当中間計算期間 自 2024年 6月18日 至 2024年12月17日
営業収益		
受取利息	-	39,457
有価証券売買等損益	1,104,786,817	683,227,697
営業収益合計	1,104,786,817	683,267,154
営業費用		
支払利息	42,172	-
受託者報酬	1,578,756	1,891,390
委託者報酬	71,043,695	85,112,572
その他費用	952,381	914,193
営業費用合計	73,617,004	87,918,155
営業利益又は営業損失（ ）	1,031,169,813	595,348,999
経常利益又は経常損失（ ）	1,031,169,813	595,348,999
中間純利益又は中間純損失（ ）	1,031,169,813	595,348,999
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	85,822,219	4,005,499
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	7,804,432,473	11,869,991,302
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,429,959,637	1,021,410,628
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,429,959,637	1,021,410,628
剰余金減少額又は欠損金増加額	952,027,581	1,200,777,912
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	952,027,581	1,200,777,912
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	9,227,712,123	12,289,978,516

（3）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	(1) 金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。 (2) 剰余金又は欠損金 中間貸借対照表における剰余金又は欠損金について、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第211条に基づき、当中間計算期間末の中間剰余金又は中間欠損金の比較情報として、前計算期間末の剰余金又は欠損金を開示しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項目	前計算期間末 2024年 6月17日現在	当中間計算期間末 2024年12月17日現在
1. 計算期間末日および中間計算期間末日における受益権の総数	5,549,612,370口	5,479,102,755口
2. 計算期間末日および中間計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	3.1389円 (31,389円)	3.2431円 (32,431円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

前中間計算期間 自 2023年 6月16日 至 2023年12月15日	当中間計算期間 自 2024年 6月18日 至 2024年12月17日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 報酬対象期間の日々におけるファンドの純資産総額に年率0.48%以内を乗じて日割り計算し、当該報酬対象期間に応じて合計した金額 2. その他費用 その他費用は、監査費用550,035円、目論見書印刷費用204,169円、ほふり費用43,752円および運用報告書印刷費用154,425円です。	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 同左 2. その他費用 その他費用は、監査費用551,291円、目論見書印刷費用171,125円、ほふり費用38,735円および運用報告書印刷費用153,042円です。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	前計算期間末 2024年 6月17日現在	当中間計算期間末 2024年12月17日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	金融商品は原則として全て時価評価されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 売買目的有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	前計算期間 自 2023年 6月16日 至 2024年 6月17日	当中間計算期間 自 2024年 6月18日 至 2024年12月17日
元本の推移 期首元本額	5,523,912,992円	5,549,612,370円

期中追加設定元本額	1,596,397,023円	491,830,122円
期中一部解約元本額	1,570,697,645円	562,339,737円

(参考)

当ファンドは「UBSグローバル・オポチュニティー(除く日本)株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。

なお、同ファンドの状況は以下の通りです。

「UBSグローバル・オポチュニティー(除く日本)株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

UBSグローバル・オポチュニティー(除く日本)株式マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

	2024年 6月17日現在	2024年12月17日現在
資産の部		
流動資産		
預金	1,821,508,108	478,862,430
コール・ローン	35,088,165	5,294,175
株式	58,035,427,963	26,099,217,388
派生商品評価勘定	77,695	-
未収入金	240,892,521	-
未収配当金	66,367,996	17,657,962
未収利息	9	15
流動資産合計	60,199,362,457	26,601,031,970
資産合計	60,199,362,457	26,601,031,970
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,572,345	186,624
未払解約金	473,000,000	158,000,000
流動負債合計	474,572,345	158,186,624
負債合計	474,572,345	158,186,624
純資産の部		
元本等		
元本	17,491,856,637	7,457,907,880
剰余金		
剰余金又は欠損金()	42,232,933,475	18,984,937,466
元本等合計	59,724,790,112	26,442,845,346
純資産合計	59,724,790,112	26,442,845,346
負債純資産合計	60,199,362,457	26,601,031,970

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、わが国における開示対象ファンドの中間期末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における開示対象ファンドの中間期末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>(1)外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p> <p>(2)金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>
-------------------------	--

(貸借対照表に関する注記)

項目		2024年 6月17日現在	2024年12月17日現在
1.	開示対象ファンドの期末日および中間期末日における受益権の総数	17,491,856,637口	7,457,907,880口
2.	開示対象ファンドの期末日および中間期末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	3.4144円 (34,144円)	3.5456円 (35,456円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年 6月17日現在	2024年12月17日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。</p>	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 同左</p> <p>(3)デリバティブ取引 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	デリバティブ取引に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

(2024年 6月17日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超(円)		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル	63,100,000	-	63,177,695	77,695
	売建 米ドル	480,000,000	-	481,572,345	1,572,345
	合計	543,100,000	-	544,750,040	1,494,650

(2024年12月17日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超(円)		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	154,000,000	-	154,186,624	186,624

合計	154,000,000	-	154,186,624	186,624
----	-------------	---	-------------	---------

(注1)時価の算定方法

為替予約の時価

1. 開示対象ファンドの期末日および中間期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については以下のよう

に評価しております。
開示対象ファンドの期末日および中間期末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

開示対象ファンドの期末日および中間期末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。

イ)開示対象ファンドの期末日および中間期末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

ロ)開示対象ファンドの期末日および中間期末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

2. 開示対象ファンドの期末日および中間期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、開示対象ファンドの期末日および中間期末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

3. 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(その他の注記)

項目	自 2023年 6月16日 至 2024年 6月17日	自 2024年 6月18日 至 2024年12月17日
1. 元本の推移		
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	24,431,913,562円	17,491,856,637円
期中追加設定元本額	3,243,915,509円	761,420,011円
期中一部解約元本額	10,183,972,434円	10,795,368,768円
2. 開示対象ファンドの期末日および中間期末日における元本の内訳		
UBSグローバル株式厳選投資ファンド Aコース(ダイワ投資一任専用)	2,829,815,720円	2,471,000,211円
UBSグローバル株式厳選投資ファンド Bコース(ダイワ投資一任専用)	5,076,251,211円	4,986,907,669円
UBSグローバル・オポチュニティー(除く日本)株式ファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用)	9,585,789,706円	-円
合計	17,491,856,637円	7,457,907,880円

4【委託会社等の概況】

(1)【資本金の額】

2024年12月末現在の委託会社の資本金の額：	2,200,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	86,400株
発行済株式総数：	21,600株
最近5年間における資本金の額の増減：	該当事項はありません。

(2)【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用及び投資一任契約に基づき委任された資産の運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業及び投資助言業を行っています。
委託会社の運用する証券投資信託は2024年12月末現在、以下のとおりです。（ただし、親投資信託は除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
単位型株式投資信託	36	43,107
追加型株式投資信託	77	364,533
合計	113	407,640

(3)【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

5【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。また、記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また中間財務諸表の記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 監査証明について

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2023年1月1日から2023年12月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

期別	科目	注記 番号	前事業年度 (2022年12月31日)		当事業年度 (2023年12月31日)	
			内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
	(資産の部)					
	流動資産					
	現金・預金	*1		2,704,703		2,548,144
	未収入金	*1		81,110		72,447
	未収委託者報酬			678,328		593,096
	未収運用受託報酬	*1		912,466		726,267
	その他未収収益	*1		749,743		537,360
	前払費用			15,574		17,754
	その他			5,300		5,264
	流動資産計			5,147,228		4,500,336
	固定資産					
	投資その他の資産			408,284		413,637
	前払年金費用		55,333		128,037	
	繰延税金資産		332,950		265,600	
	ゴルフ会員権		20,000		20,000	
	固定資産計			408,284		413,637
	資産合計			5,555,513		4,913,973

期別	科目	注記 番号	前事業年度 (2022年12月31日)		当事業年度 (2023年12月31日)	
			内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
	(負債の部)					
	流動負債					
	預り金			63,740		59,897
	未払費用	*1		1,420,982		1,169,924
	未払消費税			53,036		2,538
	未払法人税等			173,897		19,936
	賞与引当金			714,825		569,228
	その他			7,235		7,094
	流動負債計			2,433,716		1,828,620
	固定負債					
	退職給付引当金			3,521		-
	固定負債計			3,521		-
	負債合計			2,437,237		1,828,620
	(純資産の部)					
	株主資本					
	資本金			3,118,275		3,085,353
	利益剰余金			2,200,000		2,200,000
	利益準備金			918,275		885,353
	利益準備金		550,000		550,000	
	その他利益剰余金		368,275		335,353	
	繰越利益剰余金		368,275		335,353	
	純資産合計			3,118,275		3,085,353

負債・純資産合計		5,555,513	4,913,973
----------	--	-----------	-----------

(2) 【損益計算書】

期別	注記番号	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)		当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	
		内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
営業収益					
委託者報酬			5,102,795		4,411,454
運用受託報酬	*1*2		2,501,320		2,133,967
その他営業収益	*1*3		2,278,670		2,094,215
営業収益計			9,882,785		8,639,637
営業費用					
支払手数料			2,205,766		1,840,518
広告宣伝費			94,702		66,474
調査費			3,293,986		2,906,831
調査費		85,437		138,213	
委託調査費	*1	3,208,548		2,768,618	
委託計算費			202,285		200,737
営業雑経費			70,962		63,596
通信費		1,172		547	
印刷費		42,621		41,830	
協会費		13,372		12,131	
その他	*1	13,796		9,087	
営業費用計			5,867,703		5,078,159
一般管理費					
給料			2,392,220		2,235,586
役員報酬		220,428		203,957	
給料・手当	*1	1,523,181		1,520,195	
賞与		648,610		511,434	
交際費			5,306		6,233
旅費交通費			22,406		32,999
租税公課			56,697		48,950
不動産賃借料			253,903		257,415
退職給付費用			172,439		118,068
事務委託費			399,010		271,366
諸経費	*1		52,433		69,992
一般管理費計			3,354,418		3,040,611
営業利益			660,662		520,865
営業外収益					
受取利息		6		9	
為替差益		-		15,637	
雑収入		2,559		-	
営業外収益計			2,566		15,646
営業外費用					
支払利息	*1	15		-	
為替差損		9,948		-	
雑損失		3,381		3,550	
営業外費用計			13,346		3,550
経常利益			649,882		532,961
税引前当期純利益			649,882		532,961
法人税、住民税及び事業税			265,271		130,274
法人税等調整額			16,349		67,350
当期純利益			368,261		335,336

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日） (単位：千円)

	株主資本				株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	利益剰余金		利益剰余金 合計		
		利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金			
当期首残高	2,200,000	550,000	420,673	970,673	3,170,673	3,170,673
当期中の変動額						
剰余金の配当			420,660	420,660	420,660	420,660
当期純利益			368,261	368,261	368,261	368,261
当期中の変動額合計			52,398	52,398	52,398	52,398
当期末残高	2,200,000	550,000	368,275	918,275	3,118,275	3,118,275

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本 利益剰余金				株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	利益 準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
繰越 利益剰余金						
当期首残高	2,200,000	550,000	368,275	918,275	3,118,275	3,118,275
当期中の変動額						
剰余金の配当			368,258	368,258	368,258	368,258
当期純利益			335,336	335,336	335,336	335,336
当期中の変動額合計			32,922	32,922	32,922	32,922
当期末残高	2,200,000	550,000	335,353	885,353	3,085,353	3,085,353

[注記事項]

（重要な会計方針）

1. 引当金の計上基準

（1）賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

（2）退職給付引当金

退職給付引当金は役員及び従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。

なお、年金資産の額が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超える場合には、前払年金費用として計上しております。

退職給付引当金のうち、役員分は次のとおりであります。

前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
988千円	2,488千円

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。

2. 重要な収益及び費用の計上基準

（1）委託者報酬

委託者報酬は、投資信託約款に基づき一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。

（2）運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。

（3）成功報酬

運用受託報酬に含まれる成功報酬については、投資一任契約に基づき対象となる運用資産の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

（4）その他営業収益

当社の関係会社から受領する収益は、関係会社との契約で定められた算式に基づき、月次で算定し、役務を提供した期間に収益を認識しております。

（重要な会計上の見積り）

1. 繰延税金資産の回収可能性

（1）当事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

	当事業年度
繰延税金資産	265,600

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（会計方針の変更）

該当ありません

（貸借対照表関係）

*1 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。

（単位：千円）

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
現金・預金	1,715,919	1,062,302
未収入金	11,544	14,609
未収運用受託報酬	47	31
その他未収収益	14,985	436
未払費用	66,311	78,542

（損益計算書関係）

*1 関係会社との取引

各科目に含まれる関係会社に対する取引額は、次の通りであります。

（単位：千円）

	前事業年度 自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日	当事業年度 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日
運用受託報酬	41	28
支払利息	-	-
営業雑経費 その他	-	1
人件費	-	-
事務委託費	690,699	627,004

*2 運用受託報酬には、次のものを含んでおります。

（単位：千円）

	前事業年度 自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日	当事業年度 自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日
投資助言報酬	72,151	93,454

*3 その他営業収益には、海外ファンドの販売資料及び運用報告書等の作成や翻訳など運用業務以外に関するサービスの提供に伴う報酬を計上しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月27日 臨時株主総会	普通株式	420,660	19,475	2022年3月31日	2022年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの該当ありません。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年3月29日 臨時株主総会	普通株式	368,258	17,049	2022年12月31日	2023年3月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
第29期定時 株主総会	普通株式	利益剰余金	335,340	15,525	2023年12月31日	第29期定時 株主総会の翌日

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用・調達については短期的な預金・借入等に限定しております。
現在、金融機関及びその他からの借入はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬は、既にファンドの純資産額に未払委託者報酬として織り込まれ、受託者によって分別保管された投資信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

未収運用受託報酬につきましても、未収委託者報酬と同様に、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

その他未収収益は、取引相手先を信用力の高い金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないものと考えています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

2023年12月31日において、重要性の観点から開示する事項はございません。

なお、現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、その他未収収益、預り金、未払費用、未払消費税等及び未払法人税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2022年12月31日)	(単位:千円)	
	1年以内	1年超
現金・預金	2,704,703	-
未収入金	81,110	-
未収委託者報酬	678,328	-
未収運用受託報酬	912,466	-
その他未収収益	749,743	-
合計	5,126,353	-

当事業年度(2023年12月31日)	(単位:千円)	
	1年以内	1年超
現金・預金	2,548,144	-
未収入金	72,447	-
未収委託者報酬	593,096	-
未収運用受託報酬	726,267	-
その他未収収益	537,360	-
合計	4,477,316	-

(退職給付関係)

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS証券株式会社、UBS銀行東京支店及びUBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)	
退職給付債務の期首残高	1,066,278
勤務費用	107,366
利息費用	3,003
数理計算上の差異の当期発生額	49,075
退職給付の支払額	105,700
過去勤務費用の当期発生額	-
退職給付債務の期末残高	1,021,872

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)	
年金資産の期首残高	1,132,162
期待運用収益	6,183
数理計算上の差異の当期発生額	90,989
事業主からの拠出額	132,028
退職給付の支払額	105,700
年金資産の期末残高	1,073,684

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

(単位:千円)	
積立型制度の退職給付債務	1,021,872

年金資産	1,073,684
小計	51,812
非積立型制度の退職給付債務	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	51,812
退職給付引当金	3,521
前払年金費用	55,333
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	51,812

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

勤務費用	107,366
利息費用	3,003
期待運用収益	6,183
数理計算上の差異の費用処理額	41,912
過去勤務費用の費用処理額	-
確定給付制度に係る退職給付費用	146,098

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	41%
株式	21%
その他	38%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.301%

長期期待運用収益率 0.58%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、26,341千円でありました。

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS証券株式会社、UBS銀行東京支店及びUBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

退職給付債務の期首残高	1,021,872
勤務費用	96,058
利息費用	8,457
数理計算上の差異の当期発生額	29,900
退職給付の支払額	139,913
過去勤務費用の当期発生額	-
退職給付債務の期末残高	956,572

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

年金資産の期首残高	1,073,684
期待運用収益	5,927
数理計算上の差異の当期発生額	16,783
事業主からの拠出額	128,129
退職給付の支払額	139,913
年金資産の期末残高	1,084,609

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

(単位：千円)

積立型制度の退職給付債務	956,572
年金資産	1,084,609
小計	128,037
非積立型制度の退職給付債務	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	128,037

退職給付引当金	-
前払年金費用	128,037
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	128,037

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

勤務費用	96,058
利息費用	8,457
期待運用収益	5,927
数理計算上の差異の費用処理額	41,757
過去勤務費用の費用処理額	-
確定給付制度に係る退職給付費用	56,831

(注)上記の他、特別退職金35,558千円を退職給付費用として処理しております。

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	42%
株式	22%
その他	36%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.875%

長期期待運用収益率 0.58%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、25,678千円でありました。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	25,670	24,400
減価償却超過額	71,600	78,300
資産除去債務	52,300	62,400
未払事業税	13,200	6,400
株式報酬費用	30,100	31,900
退職給付引当金	0	25,600
賞与引当金	188,681	146,200
その他	3,399	3,600
繰延税金資産小計	384,950	327,600
評価性引当額	52,000	62,000
繰延税金資産合計	332,950	265,600

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	10.53%	4.36%
過年度法人税等	0.00%	0.18%
評価性引当額の増減	1.69%	1.88%
均等割	-	0.43%
その他	0.49%	0.02%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.33%	37.08%

(収益認識関係)

1. 収益を分解した情報
収益の構成は次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
委託者報酬	5,102,795	4,411,454
運用受託報酬	2,184,783	1,934,008
成功報酬(注)	316,536	199,958
その他営業収益	2,278,670	2,094,215
合計	9,882,785	8,639,637

(注) 成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報
「重要な会計方針」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

- (1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

- (2) 地域に関する情報

営業収益

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

日本	米国	その他	合計
2,464,401千円	1,398,162千円	927,560千円	4,790,124千円

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

日本	米国	その他	合計
2,092,343千円	1,234,765千円	901,073千円	4,228,182千円

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。
委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

- (3) 主要な顧客に関する情報

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ(*1)	2,288,845千円	投資運用

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ(*1)	2,094,243千円	投資運用

(注) 運用受託報酬について、契約上の守秘義務を踏まえて、一部顧客に関する記載を省略しております。
委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(*1) UBSグループは、世界50カ国余りにおける大手企業や機関投資家のお客様に対し、グローバルなネットワークと専門性を駆使し、事業拡大、リスク管理、投資戦略など、ニーズに沿ったアドバイスと優れた執行能力を提供しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

- (1) 親会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ユービーエス・エイ・ジー(銀行)	スイス・チューリッヒ	3.8億 スイスフラン	銀行、証券業務	(被所有) 間接100%	金銭の預入れ、資金調達、資産運用業務及びそれに関する事務委託等、人件費	金銭の預入れ 増加 減少 運用受託報酬 事務委託費	5,082,362 4,321,733 41 543,156	現金・預金 未収入金 未収運用受託報酬 未払費用	1,715,919 11,544 13,337 61,002
親会社	UBS Asset Management AG	スイス・チューリッヒ	43 百万 スイスフラン	資産運用業	(被所有) 直接100%	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	事務委託費(受取)	147,543	その他未収収益 未払費用	1,647 5,308

社										
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(注) 1. ユービーエス・エイ・ジー(銀行)は、UBS Asset Management AGの親会社であり、当社の親会社の親会社であります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社等	UBS Asset Management Switzerland AG	スイス・チューリッヒ	50万スイスフラン	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	100,380 121,637 184,167	その他未収収益 未収入金 未払費用	98,620 17,142 62,955
	UBS証券株式会社	東京都千代田区大手町	321億円	証券業	なし	人件費の立替 人件費、社会保険料などの立替	その他営業収益 事務委託費 不動産関係費 人件費(受取)	1,203 292,155 253,813 55,991	未収入金 その他未収収益 未払費用	15,756 439 172,389
	UBS Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	40百万オーストラリアドル	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	43,348 158,841 22,323	その他未収収益 未払費用	13,714 80,688
	UBS Asset Management (Singapore) Ltd	シンガポール	3.9百万シンガポールドル	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費	111,217 405,135 38,286	未収入金 その他未収収益 未払費用	1,064 36,944 65,099
	UBS Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	125百万英国ポンド	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	365,326 1,541,921 183,483	未収入金 その他未収収益 未払費用	5,355 95,641 205,204
	UBS Asset Management (Americas) Inc.	米国・ウィルミントン	50米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	58,365 683,799 144,935	未収入金 その他未収収益 未払費用	7,212 112,545 199,668
	UBS Hedge Fund Solutions LLC	米国・ウィルミントン	10万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	378,535 6,213 89,227	未収入金 その他未収収益 未払費用	660 71,605 5,967
	UBS O'Connor LLC	米国・ドーバー	1百万米国ドル	資産運用業	なし	資産運用業務及び兼業業務	その他営業収益 事務委託費 委託調査費	885,266 5,057 8,572	未収入金 その他未収収益 未払費用	764 143,282 3,823
	UBS Asset Management (HongKong) Limited	香港	153百万香港ドル	資産運用業	なし	兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	79,131 236,874 68,993	未収入金 その他未収収益 未払費用	602 42,212 95,577

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
2. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
3. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
4. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(1) 親会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ユービーエス・エイ・ジー(銀行)	スイス・チューリッヒ	3.4億米国ドル	銀行、証券業務	(被所有)間接100%	金銭の預入れ、資金調達、資産運用業務及びそれに関する事務委託等、人件費	金銭の預入れ 増加 減少 運用受託報酬 事務委託費	4,809,526 5,463,144 28,576,242	現金・預金 未収入金 未収運用受託報酬 未払費用	1,062,302 14,609 31 69,944
親会社	UBS Asset Management AG	スイス・チューリッヒ	43百万スイスフラン	資産運用業	(被所有)直接100%	兼業業務資産運用業務及び、それに関する	事務委託費(受取)	50,761	その他未収収益 未払費用	436 8,597

社					事務委託等				
---	--	--	--	--	-------	--	--	--	--

(注) 1. ユービーエス・エイ・ジー(銀行)は、UBS Asset Management AGの親会社であり、当社の親会社の親会社であります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社等	UBS Asset Management Switzerland AG	スイス・チューリッヒ	50万スイスフラン	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	156,861 104,160 151,739	その他未収収益 未収入金 未払費用	60,514 17,519 69,552
	UBS証券株式会社	東京都千代田区大手町	347億円	証券業	なし	人件費の立替 人件費、社会保険料などの立替	事務委託費 不動産関係費 人件費(受取)	317,045 257,415 35,389	未収入金 その他未収収益 未払費用	9,960 3,549 190,815
	UBS Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	29百万オーストラリアドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	38,914 138,536 22,276	その他未収収益 未払費用	17,380 28,513
	UBS Asset Management (Singapore) Ltd	シンガポール	3.9百万シンガポールドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費	144,596 292,462 11,363	未収入金 その他未収収益 未払費用	1,093 37,493 76,104
	UBS Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	165百万英国ポンド	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	264,172 1,323,608 230,009	未収入金 その他未収収益 未払費用	5,415 64,527 176,876
	UBS Asset Management (Americas) Inc.	米国・ウィルミントン	50米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	97,571 622,031 206,046	未収入金 その他未収収益 未払費用	7,626 49,512 112,345
	UBS Hedge Fund Solutions LLC	米国・ウィルミントン	10万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	372,721 5,972 96,620	未収入金 その他未収収益 未払費用	721 68,622 3,384
	UBS O'Connor LLC	米国・ドーバー	1百万米国ドル	資産運用業	なし	資産運用業務及び兼業業務	その他営業収益 事務委託費 委託調査費	704,664 6,393 7,520	未収入金 その他未収収益 未払費用	850 119,705 1,413
	UBS Asset Management (HongKong) Limited	香港	153百万香港ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	66,698 180,593 32,160	未収入金 その他未収収益 未払費用	605 27,082 44,279

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
2. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
3. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
4. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

直接親会社 UBS Asset management AG (非上場)

親会社の親会社 ユービーエス・エイ・ジー(銀行) (非上場)

最終的な親会社 UBS Group AG - Zurich (NYSE / SIX 上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)
1株当たり純資産額	144,364円60銭	142,840円42銭
1株当たり当期純利益金額	17,049円15銭	15,524円82銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
当期純利益(千円)	368,261	335,336
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	368,261	335,336
普通株式の期中平均株式数(株)	21,600	21,600

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

期別		当中間会計期間末 (2024年6月30日)	
科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金			2,128,958
未収入金			323,721
未収委託者報酬			592,353
未収運用受託報酬			508,277
その他未収収益			851,047
その他			3,540
	流動資産計		4,407,897
固定資産			
投資その他の資産			348,574
前払年金費用		147,174	
繰延税金資産		181,400	
ゴルフ会員権		20,000	
	固定資産計		348,574
	資産合計		4,756,472

期別		当中間会計期間末 (2024年6月30日)	
科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)
(負債の部)			
流動負債			
預り金			39,423
未払費用			1,329,485
未払消費税等			59,338
未払法人税等			60,003
賞与引当金			266,598
その他			3,521
	流動負債計		1,758,372
固定負債			
退職給付引当金			1,411
	固定負債計		1,411
	負債合計		1,759,783
(純資産の部)			
株主資本			
資本金			2,996,688
利益剰余金			2,200,000
利益準備金		550,000	796,688
その他利益剰余金		246,688	
繰越利益剰余金		246,688	
	純資産合計		2,996,688
	負債・純資産合計		4,756,472

(2) 中間損益計算書

期別		当中間会計期間 自 2024年1月1日 至 2024年6月30日	
科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)
営業収益			
委託者報酬			2,103,358

運用受託報酬 その他営業収益			1,147,840
	営業収益計		1,198,147
営業費用			4,449,347
支払手数料			881,643
広告宣伝費			7,687
調査費			1,484,037
調査費		63,718	
委託調査費		1,420,318	
委託計算費			101,760
営業雑経費			24,548
通信費		306	
印刷費		18,906	
協会費		4,359	
その他		976	
	営業費用計		2,499,677
一般管理費			1,032,119
給料			
役員報酬		58,771	
給料・手当		719,082	
賞与		254,265	
交際費			2,540
旅費交通費			10,789
租税公課			23,200
不動産賃借料			125,171
退職給付費用			115,658
事務委託費			252,888
諸経費			31,191
	一般管理費計		1,593,559
営業利益			356,110
営業外収益			
受取利息		41	
為替差益		13,891	
雑収入		38	
	営業外収益計		13,971
営業外費用			
支払利息		2	
	営業外費用計		2
経常利益			370,078
税引前中間純利益			370,078
法人税、住民税及び事業税			39,203
法人税等調整額			84,200
中間純利益			246,674

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本				株主資本 合計	純資産合計
	資本金	利益剰余金				
		利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	2,200,000	550,000	335,353	885,353	3,085,353	3,085,353
当中間期変動額						
剰余金の配当			335,340	335,340	335,340	335,340
中間純利益			246,674	246,674	246,674	246,674
当中間期変動額合計			88,665	88,665	88,665	88,665
当中間期末残高	2,200,000	550,000	246,688	796,688	2,996,688	2,996,688

[注 記 事 項]

(重要な会計方針)

1. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

役員及び従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生年度に全額損益処理しております。

2. 重要な収益及び費用の計上基準

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託約款に基づき一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。

(3) 成功報酬

運用受託報酬に含まれる成功報酬については、投資一任契約に基づき対象となる運用資産の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

第30期 中間会計期間						
自 2024年 1月 1日						
至 2024年 6月30日						
1. 発行済株式に関する事項						
株式の種類	当会計期間期首	増加	減少	当中間会計期間末		
普通株式(株)	21,600	-	-	21,600		
2. 配当に関する事項						
配当金支払額						
決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年 3月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	335,340	15,525	2023年 12月31日	2024年 3月28日

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024年6月30日において、重要性の観点から開示する事項はございません。

なお、現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、その他未収収益、預り金、未払費用、未払消費税等及び未払法人税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(収益認識関係)

第30期 中間会計期間	
自 2024年 1月 1日	
至 2024年 6月30日	
1. 収益を分解した情報	
当中間会計期間の収益の構成は次の通りです。	
委託者報酬	2,103,358千円
運用受託報酬	933,386千円
成功報酬(注)	214,454千円
その他営業収益	1,198,147千円
合計	4,449,347千円
(注) 成功報酬は、中間損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。	
2. 収益を理解するための基礎となる情報	
収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 2. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。	

(セグメント情報)

第30期 中間会計期間	
自 2024年 1月 1日	
至 2024年 6月30日	

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域に関する情報

営業収益

日本	米国	その他	合計
1,126,100千円	783,679千円	436,208千円	2,345,988千円

(注) 営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

委託者報酬2,103,358千円については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客に関する情報

相手先	営業収益	関連するセグメント名
UBSグループ(*1)	1,198,162千円	投資運用

(注) 委託者報酬2,103,358千円については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(*1) UBSグループは、世界50ヵ国余りにおける大手企業や機関投資家のお客様に対し、グローバルなネットワークと専門性を駆使し、事業拡大、リスク管理、投資戦略など、ニーズに沿ったアドバイスと優れた執行能力を提供しております。

(1株当たり情報)

第30期 中間会計期間

自 2024年 1月 1日

至 2024年 6月30日

1株当たり純資産額 138,735円56銭

1株当たり中間純利益金額 11,420円13銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載していません。

1 株当たり中間純利益の算定上の基礎

中間損益計算書上の中間純利益 246,674千円

普通株式に係る中間純利益 246,674千円

普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません

普通株式の期中平均株式数 21,600株

独立監査人の監査報告書

2024年3月19日

UBSアセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高木 竜二

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川井 恵一郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているUBSアセット・マネジメント株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBSアセット・マネジメント株式会社の2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の実務責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の実務責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継

続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 財務諸表に対する意見を表明するために、財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年9月17日

UBSアセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川井 恵一郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	稲葉 宏和

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているUBSアセット・マネジメント株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第30期事業年度の中間会計期間(2024年1月1日から2024年6月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、UBSアセット・マネジメント株式会社の2024年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2024年1月1日から2024年6月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に

対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間財務諸表に対する意見を表明するために、中間財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する中間監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年2月19日

UBSアセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBSグローバル株式厳選投資ファンド Aコース（ダイワ投資一任専用）の2024年6月18日から2024年12月17日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、UBSグローバル株式厳選投資ファンド Aコース（ダイワ投資一任専用）の2024年12月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年6月18日から2024年12月17日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づ

き、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注)1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年2月19日

UBSアセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBSグローバル株式厳選投資ファンド Bコース（ダイワ投資一任専用）の2024年6月18日から2024年12月17日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、UBSグローバル株式厳選投資ファンド Bコース（ダイワ投資一任専用）の2024年12月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年6月18日から2024年12月17日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づ

き、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注)1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。